

たじっこクラブに関する Q&A

	質問事項	回答
1	クラブを利用するか迷っています。 申し込み期限後に申請しても、利用することは できますか。	定員に空きがある場合は、利用可能です。 期限後の申請は書類の提出順となり、定員が埋まり次第、 学年に関わらず待機となります。 申込後の取り下げも可能ですので、利用を少しでも検討し ている場合は、必ず申込期間中に申請書類を提出してくだ さい。
2	10月26日より前に申請書を提出してもよい ですか。	10月26日以降に提出してください。
3	一部の書類が間に合いません。 先に揃っている書類を提出してもよいですか。	すべての書類が整った状態で提出してください。
4	保護者氏名欄は、誰を書いたらよいですか。	保護者氏名は、利用負担金の納付義務者となります。
5	2つの仕事をしていますが、就労証明書はそれ ぞれ必要ですか。	必要です。複数の就労先がある場合は、日数や時間等を 合算して、利用要件を満たしているか確認します。
6	下のきょうだいが保育園に入園するため、就 労証明書を作成していますが、たじっこクラブ 用にもう一部作成する必要はありますか。	保育園に提出する就労証明書のコピーをご提出いただく ことで、追加で作成する必要はございません。(利用要件を 満たしているかどうか確認をお願いします。)
7	勤務時間がシフト制で異なる場合、どのように 記載したらよいですか。	その旨が分かるように備考欄に記入してください。記入が 難しい場合は、シフト表をご提出いただいても構いません。
8	申込期限以降に就職(勤務)する場合、就労 証明書はどうしたらよいですか。	内定先に就労予定時間の記入を依頼し、「〇月〇日から上 記の内容で勤務予定」と記載した、就労証明書をご提出く ださい。 また、勤務開始日の2ヶ月以内に、実績を記載した就労証 明書を改めてご提出ください。
9	クラブに入所できるなら、仕事をしたいと考 えています。その場合はどうしたらよいですか。	ハローワークへの登録が分かる書類(コピー)をご用意い ただき、教育推進課へご相談ください。
10	出産を控えています。利用できますか。	出産予定前2ヶ月間、出産日後3ヶ月間は利用可能で す。 <u>当該年度に出産日後3ヶ月間を経過する方で、その後 育児休業取得する方は、当該年度の3月31日まで利用が できます。(ただし、待機児童発生クラブは除く)</u>
11	家族の介護で就労が困難な場合も利用でき ますか。	介護が必要な方の証明書等(診断書、障がい者手帳等) をご提出いただくことで、利用可能です。 申込の際は教育推進課またはクラブへご相談ください。
12	子どもに障がいがあっても、利用できますか。	利用可能です。 集団生活のため、支援員がつきっきりで面倒をみる等の対 応が難しい場合があります。ご了承ください。
13	いつ頃利用できるかどうかわかりますか。	2月中旬頃、郵送にて入所決定通知書を送付予定です。 待機者には待機通知書を送付予定です。
14	低学年でも待機になりますか。	たじっこクラブは低学年を優先に入所できる制度となっ ています。申込者数によっては、低学年でも待機となる場 合があります。 ただし、申込期限を過ぎてからの申し込みは、申込順で入 所し、定員を超える場合は待機となります。

	質問事項	回答
15	新1年生ですが、入学式前からたじこクラブを利用することはできますか。	4月1日から利用できます。
16	土曜日に参観日があり、翌月曜日が振替休業日となるような場合、たじこクラブは利用できますか。	原則、利用可能です。 振替による学校休業日は、1日保育で開所します。 利用については、利用するクラブにお問い合わせください。
17	春休み、冬休みだけの利用もできますか。	1ヶ月未満に限る利用はできません。
18	保護者以外が送迎してもよいですか。	来所の場合は問題ありません。 退所（お迎え）については原則、保護者または親族の方がご対応ください。
19	午後7時まで利用登録の保護者が午後5時前に迎えにいてもよいですか。	問題ありません。
20	登録時間にお迎えが間に合わない場合どうなりますか。	延長料金（1,000 円）が発生します。 以降 30 分ごとに 1,000 円ずつ加算されます。
21	どうしても保護者または親族によるお迎えが難しい場合はどうしたらよいですか。	利用しているクラブへ事前に相談してください。
22	たじこクラブを週1日しか利用しない場合に利用負担金の減額はありますか。	利用が週1日であっても週6日であっても、料金は変わりません。 連続 10 日以上2ヶ月以下の休止については、休止の2週間前までに休止届を提出した場合のみ、利用負担金の減額があります。活動費については、該当月に1日でも利用があれば満額かかり、減額はありません。
23	夏休み開始前に夏休み期間出欠確認表で10日以上連続する日を欠席としてクラブへ提出した場合、利用負担金は減額となりますか。	いいえ、なりません。クラブへ提出する出欠確認表と、多治見市へ提出していただく休止届は別物です。連続 10 日以上お休みされる場合は、休止届を提出してください。（休まれる2週間前までに提出してください。）
24	休止届を提出して、2ヶ月間休んでいましたが、来月も休みしたいと思います。もう一度休止届を提出したらいいですか。	いいえ。休止届を提出できるのは、1ヶ月以上継続利用している場合に限ります。今回2ヶ月間休まれているのであれば、休止からの復帰後、1ヶ月以上ご利用いただいた上で再度休止することが可能です。その際は改めて休止届をご提出いただく必要があります。
25	各種届出（休止届、終了届など）について、提出期限はありますか。	基本的には、各種届出希望日の2週間前までに提出してください。詳しくは、たじこクラブ募集・利用要項をご参照ください。（p4）
26	通っている学校と別のクラブに行くことはできますか。	できません。 児童の安全確保のため、通っている学校のクラブのみ入所可能です。
27	クラブの途中に習い事に行って再びクラブに戻ってきてもいいですか。	保護者の送迎によるものでも、再びクラブへ戻る（中抜け）ことはできません。